

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年3月21日付第438号

モスクワ

2023年3月3日付ロシア連邦大統領令第139号の実施のための諸措置について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2023年3月3日付ロシア連邦大統領令第139号「国防発注の履行に参加する事業体の事業実施のいくつかの問題について」の第4項c号の履行に際して、添付された、国防発注の履行に参加する事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止規則を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日から発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

2023年3月21日付
ロシア連邦政府決定
第438号により
承認

国防発注の履行に参加する事業体の
出資者（株主）の権利および経営機関の権限の停止
規則

1. 本規則は、ロシア連邦領内において戒厳令発令期間中について、以下を定める：

a) 国防発注の履行に参加する事業体（以下、「事業体」）の出資者（株主）の権利および経営機関の権限の停止手順；

b) 事業体の単独執行機関の権限を行使する管理会社（以下、「管理会社」）を決定する手順；

2. 本規則は以下の事業体に適用される：

国防発注による製品の納入（役務の履行、サービスの提供）の主たる実行者または国防発注による製品の納入（役務の履行、サービスの提供）に参加する実行者；

単独納入業者（実行者、請負業者）登録簿に、所定の手順で記載されている事業主体；

国防発注による製品で、国防発注を履行する際にその製品および（または）その部品および（または）それを構成する製品を使用することが国家発注主の設計図またはその他の書類もしくは要求で指定されているものの生産者である事業主体。

本規則はロシア連邦、ロシア連邦構成主体、自治体、国家コーポレーション、国営企業および公営非営利会社の直接的または間接的な支配下にある事業体には適用されない。

3. 事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止は、国家軍備プログラム、国防発注、国家動員課題、ロシア連邦国家プログラム、連邦目的別および特別プログラム、国の防衛および国家の安全保障のために締結される国家契約の履行を迅速かつ円滑に実施するために行われる。

4. 事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止の根拠となるのは、国防発注による製品の納入（役務の履行、サービスの提供）を保障するための措置を講じないことなどの、当該事業体による国家契約（契約）に係わる自らの義務への違反である。

本規則を適用する上で、国防発注による製品の納入（役務の履行、サービスの提供）を保障するための措置を講じないことなどの、当該事業体による国家契約（契約）に係わる自らの義務へ違反と認められるのは、以下の場合である：

事業体が国家契約（契約）に係わる自らの義務の履行期限を何度も（1年間で2回またはそれ以上）または長期間にわたって（30日間超）遵守していない；

国防発注により納入された商品、履行された役務、提供されたサービスの質が不適切であることが発注者、主たる実行者によって発見された；

本項第3段落および第4段落に記載された結果をもたらすと判断するに足る十分な根拠がある場合において、国防発注による製品の納入（役務の履行、サービスの提供）を保障するための措置を講じていない；

事業体が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的な行動を実行する外国国家と関係のある外国人の直接的または間接的な支配下に置かれている；

ロシア連邦法にもとづき、国防発注を実施するために締結することが必要な国家契約（契約）の締結が拒否または忌避された。

本項に定める事態は、それがロシア連邦または個々の地域における戒厳令発令期間中に発生した場合には、事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止の根拠となりうる。

5. ロシア連邦産業商業省は、事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止ならびに管理会社の決定に関する理由を付した申請書を、戒厳令発令期間中における国防発注の履行に参加する事業体の活動の諸問題に関するロシア連邦軍事産業委員会参事会附属作業グループ（以下、「作業グループ」）の審議に付する。

申請書には、本規則第4項に記載された状況の存在を証明する書類が添付される。この際、このような状況を裁判文書で裏付けることは必須ではない。

本規則第6項に記載された決定を作業グループが下すまでに、申請書に記載された情報に変更が生じた場合には、ロシア連邦産業商業省は、この件について、このような変更が明らかになった日から3日以内に書面で作業グループに知らせるものとする。

6. 作業グループはロシア連邦産業商業省の申請書に記載された提案の承認または拒否に関する決定を下す。

7. 本規則第5項に記載された提案が作業グループによって承認された場合、ロシア連邦産業商業省は事業体の出資者（株主）の権利およびその経営機関の権限の停止、ならびに管理会社の決定に関する法規文書を発出する。

本項第1段落に定める法規文書は以下の情報を含むものとする：

事業体の名称、主要国家登記番号および所在地；

管理会社の名称、主要国家登記番号および所在地；

管理会社の報酬、その財源および支払手順。

8. 管理会社は連邦法「国家および自治体の需要に応じた商品、役務、サービスの調達分野における契約システムについて」第31条第3～5、7、7¹項に定める要求を満たし、国家機密を構成する情報の利用に関連した役務の履行に対するライセンスを保有していなければならない。

管理会社の定款資本金額は1億ルーブル以上でなければならない。

外国人側から直接的または間接的な支配下に置かれている者を管理会社と決定してはならない。

9. 本規則第7項に記載した法規文書が発出された日から：

ロシア連邦民法典第65²条第1項第3段落に記載された権利を除き、連邦法、ロシア連邦のその他の法規文書および当該事業体の設立文書で定められた事業体の出資者（株主）の享益権は停止される；

事業体の単独執行機関の機能を遂行する者、および取締役会（監査役会）、合議制執行機関、その他の事

業体の経営機関（そのようなものが存在する場合）の構成員となっている者の権限は停止される；

管理会社は事業体の単独執行機関の権限を付与される；

管理会社には国防発注の義務を履行するために必要な程度において、事業体の出資者（株主）総会または取締役会（監査役会）の権限が付与される；

単独執行機関の機能を遂行している者、ならびに法律および設立文書により委任状発行の権限を有する者が事業体の名義で発行した委任状は失効する。ただし、国家契約に係わる事業体の義務の履行と直接関連した行為の実行に対して、事業体の従業員に発行された委任状はその効力を保持する；

事業体の経営機関が以前に採択した、事業体の自発的清算、再編、事業体の出資者（株主）間で分配された利益の支払（配当金の支払）に関する決定は失効する；

事業体の定款資本金中の持分（株式）の譲渡は認められない；

事業体の自発的な清算または再編に関する決定の採択は認められない；

事業体の利益の分配（配当金の支払）に関する決定の採択は認められない；

事業体の所有物である不動産、事業体の主な生産手段である資産、事業体に帰属する知的活動の成果および識別標識に対する権利を譲渡する取引（その他の行為）の実行は認められない；

管理会社の承認を得ることなく、事業体の定款資本金中の持分の実勢価格を支払うこと、または事業体の株式の買戻しについて事業体の出資者（株主）の要求に応じること、ならびに事業体の経営機関が以前にその分配（支払）に関する決定を採択していた利益（配当金）を支払うことは、認められない；

管理会社の承認を得ることなく、債券の発行によるものを含め、事業体に提供された借款（クレジット）についての事業体の出資者（株主）およびその他の支配者の要求に応じること、ならびに、譲渡によって、または法にもとづき、当該の債権が移転した先の、その他の債権者の要求に応じすることは認められない。

10. 連邦税務庁は、本規則第7項に記載された法規文書が発出された日から3営業日以内に、統一国家法人登記簿に、委任状なしで事業体の名義で行動する権利を有する者（単独執行機関）としての管理会社の決定に関する事項、ならびに事業体の資本金の持分の処分の禁止に関する事項を記入する。

事業体株主名簿の管理人（登録係）および（または）事業体の株式に対する権利を管理する証券保管機構は、管理会社のしかるべき指示を受けた日から1営業日以内に、事業体の株式の処分に関連した取引の禁止に関する事項を記入する。

11. 管理会社は本規則第3項に定める目的を踏まえ、ロシア連邦、事業体の出資者（株主）およびその債権者の利益のために合理的かつ誠実に行動しなければならない。

12. 管理会社は事業体の単独執行機関の権限を行使するにあたり、以下の義務を負う：

a) 事業体の資産を管理下に置き、その棚卸を行い、その結果をロシア連邦産業商業省に送付する；

b) 本規則第7項に記載された法規文書が発出された日から20営業日以内に、自らの活動計画書を作成し、ロシア連邦産業商業省に送付する；

c) ロシア連邦産業商業省の決定によってその旨が定められている場合において、国防発注の需要を満たし、設定された動員課題（製品の生産、施設の稼働、必要な報告書の提出を含む）を実行し、事業体の発展を保障する、その他の義務を履行するために十分な事業体の生産能力の増強プログラムを立案し、実行する；

d) 事業体の資産の保全および国家契約に係わるその義務のしかるべき履行を保障する措置を講じる；

e) 賃金に関する債務の償還（その発生の防止）を含む、事業体従業員の労働の権利を保護するための措置を講じる；

f) 事業体に投資される予算の資金がロシア連邦法にもとづき目的に沿って支出されることを保障する；

g) 会計、税務、統計業務、それらについての報告が実施されるようはからう；

h) 本項 b 号に記載された活動計画書に定める措置の実施状況を四半期ごとに作業グループに報告する。

13. 事業体の単独執行機関の機能を遂行する者は、本規則第 7 項に記載された法規文書が発出された日から 3 営業日以内に会計帳簿、および会社の経営機関の構成員、事業体の取引先、事業体の債務に関する情報などの、事業体のその他の書類、ならびに印鑑、スタンプ、会社の有形資産およびその他の資産を管理会社に引き渡さなければならない。

14. 管理会社は、その作為（不作為）が民事取引の通常条件または通常の事業リスクに相応していなかった場合も含めて、自らの権利を行使し、自らの義務を履行した際に管理会社が不誠実かつ非合理的な行動をとったことが証明された場合において、その過失によって事業体にもたらした損失に対して責任を負う。

15. 管理会社は、本規則第 3 項に定める目的を達成するために、供与された予算の資金、自己資金および調達された資金を使って、事業体に投資を行うことができる。

このような事業体への投資金の調達条件は事前にロシア連邦産業商業省の承認を受けなければならない。

16. 事業体の出資者（株主）の権利および経営機関の権限の回復は、作業グループのしかるべき決定がある場合に発出されるロシア連邦産業商業省の法規文書にもとづいて行われる。